

指導、監査、処分取消訴訟支援ネットへのご加入のお願い

全国の保険医協会、保険医会のみなさん。日頃のご活躍に敬意を表します。

私たちは、さる8月3日に「指導、監査、処分取消訴訟」支援ネットを結成し、9月23日に東京で訴訟支援集会を開催しました。支援集会へのご参加、ご支援に御礼申し上げます。

さて、今、監査では、「保険診療は公法上の契約」論のもとに、過失による保険請求間違いをも「不正」とみなし、保険医取り消しを辞さないという動きが強まっています。

さらに、10月には社会保険事務局が解体され、指導監査の権限は、厚生局に再編されました。厚労省より新たな通知も出され、よりいっそう強権的な指導監査が実施されようとしています。

支援ネットは、原告の先生を支え訴訟勝利をめざしています。また、全国いたるところで誰の身にも起こりうる不当な指導、監査、違法な取消処分を許さないための保険医への支援など日常的な運動を担うネットワークです。

名実ともに保険医の生活と権利を守る、志のある多くの保険医協会、保険医会の加入をお願いしています。

別紙の「申し合わせ」および、ホームページ<http://siennet.web.fc2.com/>をご検討いただき、支援ネットへのご参加をお願い申し上げます。

2008年11月

指導、監査、処分取消訴訟支援ネット
代表世話人 高久 隆 範

指導・監査・処分取消訴訟 支援ネット申し合わせ

1、名 称

本会の名称は、指導・監査・処分取消訴訟支援ネット（略称「訴訟支援ネット」）とする。

2、趣旨と目的

健康保険法等に基づく指導、監査、指定取消処分に対する運動は、1961年の皆保険制度実現以来40年以上にわたって本格的なものが存在しなかった。その間、人権無視の指導、監査によって、保険医の命が失われるという事態さえ生まれている。

近年、不当な指導・監査・取消処分と闘う保険医、司法の場で争う保険医がようやく現れてきた。しかし多くは医療関係団体の支援もなく、弁護士、患者に支えられて訴訟をすすめているのが現状である。本会は、こうした原告と訴訟を支えるとともに、それぞれの裁判の中で生まれている多くの成果を共有し、各訴訟の勝利に貢献することを目的とする。

また、指導、監査に対して、保険医の人権を守り、行政手続法に基づく透明、公平な行政手続を実現する立場から、相談、支援を行い、不当な処分を防止することを目的とする。

3、活 動

- 1、被指導者、被監査者、訴訟原告、弁護士、支援団体の意見交換、励ましの場をつくる。
- 2、指導、監査、処分取消訴訟での闘いの教訓を蓄積し、指導、監査改善のための情報共有と研究の場をつくる。
- 3、指導、監査、処分取消訴訟の到達点を適切に公開するとともに、今後の運動につなげるための資料の作成・普及に取り組む。
- 4、指導、監査、処分取消訴訟の情報提供、相談、支援を行い、不当な指導、監査、処分を防ぎ、保険医の人権を守る。

4、会 員

- 1、特別会員
 - ・本会の趣旨に賛同する原告、被指導者、被監査者、弁護士
- 2、団体会員
 - ・本会の趣旨に賛同する保険医協会・保険医会、その他の団体
- 3、個人会員
 - ・本会の趣旨に賛同する個人

5、運 営

- 1、本会は年1回総会を開き、活動方針の決定及び世話人を選出する。
- 2、代表世話人は世話人の互選による。
- 3、世話人は、各加盟団体から1名選出する
- 4、世話人会は、世話人、原告、弁護士で構成する
- 5、世話人会のもとに、日常業務を遂行する事務局を設ける。
- 6、その他、運営等の細部については世話人の合議による。

6、財 政

- 1、本会の財政は、団体会員の年会費、団体及び個人の寄付金でまかなう。
- 2、会費は、団体会員は年会費10万円とする。個人会員は入会金(3,000円以上いくらでも可)とし、年会費は徴収しない。
- 3、本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。
- 4、弁護士等専門家への相談、帯同、訴訟依頼などは当人と弁護士の個別契約に委ねる。

7、連絡先

事務局は、当面、岡山県保険医協会内(岡山市内)におく。

付 則

この「申し合わせ」は、2008年8月3日から施行する。
この「申し合わせ」の改定は、総会で行う。

(2008年11月11日現在)

指導・監査・処分取消訴訟支援ネット

加入申込書

申込年月日 年 月 日

1	氏名		
2	職業・職種など		
3	連絡先	住所	
		電話番号	
		Fax 番号	
		E-mail	
		担当者氏名 団体の場合	
4	世話人	氏名 団体の場合	
5	ご意見、ご要望等をお聞かせ下さい		

取得した個人情報は支援ネット以外に使用することは致しません。

留意事項

- 1) 団体加入は、保険医協会・保険医会、支援団体に限らせていただきます。
- 2) 団体加入の場合は年会費 10 万円、個人加入の場合は加入時に 3,000 円以上の入会金のお支払いをお願いします。
- 3) 経費節約のため、報告・連絡は支援ネットホームページ、メールを中心に行いますので、ぜひメールアドレスの登録にご協力下さい。

加入申込書のご返送は、岡山県保険医協会宛にお願いいたします
〒703-8266 岡山市湊 487-1 FAX (086) 277-3371